

平成25年度第1回 富合町合併特例区協議会会議録

日 時 平成25年4月10日(水)

会 場 南区役所 3階大会議室

開会時間 午後 1時30分

終了時間 午後 2時40分

○出席委員(7名)

会 長	田 中 榮 信
副会長	小 山 一 美
委 員	米 原 靖 雄
	野 口 ミナ子
	村 崎 博 則
	改 原 明 博
	松 永 隆

○欠席委員 内 藤 信 博

○参考人

南 区 長 永 目 工 嗣

## 事務局

それでは、ただ今から「平成 25 年度第 1 回富合町合併特例区協議会定例会」を開会いたします。

まず最初に、配付資料の確認をしたいと思います。1 枚紙で「平成 25 年度第 1 回富合町合併特例区協議会次第」、それと「平成 25 年度第 1 回富合町合併特例区協議会」の冊子の 2 点を配付しております。資料の過不足等がございましたら事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議の進行につきましては、合併特例区規約第 10 条第 4 項並びに合併特例区協議会会議運営規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、会長である田中議長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 田中 榮信 議長

皆さん、こんにちは。ここからは、私が議事進行を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、合併特例区規約第 10 条第 5 項の規定に基づき、参考人として永目南区長にご出席をいただいております。参考人には、忌憚りの無いご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、会議録署名委員を指名したいと思います。会議録署名委員の指名につきましては、協議会会議運営規則第 7 条第 2 項の規定により、指名をさせていただきます。本日は、松永委員と小山委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、構成員の出席数についてでございますが、本日は内藤委員から所用のため欠席するとの連絡を受けておりますが、合併特例区規約第 10 条第 3 項の定足数を満たしておりますことをご報告いたします。

それでは早速、お手元の次第に沿って会議を進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

まず、報告第 1 号、「平成 25 年度富合町合併特例区一般会計当初予算について」、事務局から報告をお願いします。

## 事務局

総務班でございます。平成 25 年度富合町合併特例区一般会計当初予算について、ご報告させていただきます。お手元の冊子資料は、1 ページからとなりますが、まず 3 ページをご覧ください。こちらに、市長承認の写しを添付しております。平成 25 年度富合町合併特例区一般会計当初予算につきましては、本年 2 月 13 日開催の平成 24 年度第 11 回合併特例区協議会にて同意をいただき、その後、市議会の第 1 回定例会に提案がなされ、3 月 26 日に合併特例区交付金について可決がなされたので、同日付けで、本協議会一般会計予算について市長の承認を得たものでございます。

資料 4、5 ページには、平成 25 年度富合町合併特例区協議会一般会計当初予算決定後の、歳入歳出それぞれの概要を掲載しております。歳入、歳出予算の総額共に、4,362 万 8 千円となっております。歳入、歳出の詳細につきましては、前回 2 月の協議会でご説明した内容と全く同様でございます。よって、詳細についての説明は省略させていただきます。

以上、当初予算のご報告でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました、報告第 1 号「平成 25 年度富合町合併特例区一般会計当初予算について」につきまして、ご質問等はありませんか。

(「ありません」の声)

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、次へ進みます。

次に、報告第 2 号、「平成 25 年度富合町合併特例区行事予定について」、事務局から報告をお願いします。

事務局

それでは、平成 25 年度富合町合併特例区行事予定について、総務班からご報告させていただきます。

資料は、お手元の冊子資料の 7 ページからになりますが、8 ページをお開きください。こちらに、本年 4 月から“合併特例区設置期間満了”の 10 月 5 日までの現時点での行事予定を記載いたしております。特例区該当行事につきましては、特例区の欄に○印をつけ、ゴシック体の黒太字で記載しております。

それでは、主な行事について確認させていただきます。まず、合併特例区協議会定例会は、原則どおり毎月第 2 水曜日の午前中の開催を予定しております。なお、市議会開会予定の 6 月及び 9 月につきましては、第 4 週での開催を予定しております。また、6 月 7 日～8 日には「ふるさと総合健診」、7 月 27 日には「富合ふるさと祭り」を予定しております。なお、特例区設置期間満了に伴います「記念碑の除幕式」の開催につきましては、今後、日程も含め協議会の中で協議させていただきながら進めてまいりたいと考えております。以上、年間行事予定の報告でございます。

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました、報告第 2 号「平成 25 年度富合町合併特例区行事予定について」につきまして、ご質疑等はありませんか。

(「ありません」の声)

田中 榮信 議長

他にご質疑がなければ、次へ進みます。

次に、報告第3号、「し尿処理体制の統一について」、事務局から報告をお願いします。

事務局

浄化対策課でございます。本日は、特例区協議会の貴重な時間をいただきありがとうございます。私たちが浄化対策課は主にトイレ関連の業務を行っております。

資料11、12ページで、合併協議会協議結果に基づく、し尿処理体制の統一についてご説明申し上げます。現在、富合地区のし尿処理につきましては、業者による収集後、宇城広域連合の浄化センターへ搬入し処理をされています。この宇城広域連合での処理は、平成26年3月31日までとなっており、4月1日以降は、熊本市の中部浄化センター及び秋津浄化センターへ搬入されることとなっております。処理場の変更は、市民の皆様にとって直接影響のあるものではありませんが、搬入施設の変更と同時に、収集体制が旧熊本市域で行っている体制に統一されます。

今回収集体制の変更の対象となるのは、洗浄水を流さない家庭用の普通くみ取り式トイレになります。これまでは、くみ取りが必要になったときに、そのくみ取った量に応じて料金を支払う、従量料金制でしたが、これからは、毎月1回くみ取りを行い、そのくみ取りの量に関わらず、人頭料金制に基づいて、1人につき367.50円(税込)の額をその世帯の人数に応じてお支払いただくこととなります。

カラー刷りの資料にこれからのスケジュールを記載しております。今日の合併特例区協議会でご説明したあと、嘱託員会議の中でご説明させていただくこととなっております。市民の皆様へは、市政だより及び熊本市のホームページ等でお知らせし、また、窓口等へ説明資料を設置し周知を図る予定としております。また、6月から8月で便槽世帯人数調査ということで、対象となる普通トイレであるかの確認と、それを使用している世帯の人数の調査を、現在のし尿くみ取り業者の方をお願いして行う予定です。9月に処理計画を作成したのち、平成26年4月1日から新制度で運用開始となります。

次ページに、現在の、し尿くみ取り地区指定表を載せています。以上で説明を終わります。(※現行の料金は消費税率5%、来年4月からは8%となる見込み)

田中 榮信 議長

ただいま事務局から報告がありました「報告第3号」につきまして、ご質疑等はありませんか。

松永 隆 委員

料金の体系が変わるということですが、新旧を比べると、市民の負担は増えるのですか。それとも減るのですか。

事務局

人頭料金の一人につき 367.50 円 (税込) というのは、一人当たりの 1 ヶ月の排泄量に従量料金の単価である 8.40 円/リットル (税込) をかけておりますので、大きな差はないと思います。

松永 隆 委員

下水道が普及して行くなかで、事業は進んでいるが、加入率が低いという話を聞きます。下水道につながるとなると、宅地内の下水道工事費であったり、加入者負担金であったりの費用が発生しますが、そのあたりを加味して考えたときに、くみ取り費用の方が安いということになれば、下水道には接続しないということにはなりませんか。合併処理浄化槽には補助もありますので、住民の方は費用が安い方を選び、下水道には接続しないということになりますか。

事務局

下水道料金の方が、くみ取り料金よりも高くなるのではないかと思います。下水道への接続は、生活排水も含めて処理をされることとなり、環境面への効果が優れておりますので、単純に料金だけで比較できるものかは難しいのですが、料金だけ見るとくみ取りの方が安くなります。

野口 ミナ子 委員

合併処理浄化槽の処理についてはどうなりますか。

事務局

合併処理浄化槽の清掃料金については、今回の変更の内容には含まれておらず、そのままということになります。今回変更があるのは、くみ取り費用と搬入先の変更です。

改原 明博 委員

これまでは、し尿くみ取りの業者に各人が連絡をとり、くみ取りの依頼をしていましたが、今後は、その連絡は全く必要なくなるということでしょうか。

事務局

今回収集体制の変更の対象となるのは、洗浄水を流さない家庭用の普通くみ取り式ト

イレになります。この洗浄水を流さない家庭用の普通くみ取り式トイレを使用の世帯については、くみ取り費用が、人頭料金制に変わり、月に1回、くみ取り業者が伺います。その際の連絡は不要です。

田中 榮信 議長

他にご質問はありませんか。他にご質疑がなければ、次に進みたいと思います。

(「はい」の声あり)

田中 榮信 議長

では、その他に入ります。まず、「農区長について」について事務局から説明をお願いします。

事務局

農業振興課でございます。前回の協議会で質問のありました「農区長について」ご説明申し上げます。資料14ページをお開きください。熊本市農区長設置規則ということで載せております。第1条に「本市農林行政の円滑なる運営を図るため、本市内の農耕地域を47農区に分け、各農区に農区長を置く」とありますとおり、そのうち富合地域には守富と杉合の2つの農区がございます。その委嘱についてですが、第2条に「農区長は、本市に存する農業協同組合の理事で各農区内に居住する者の中から市長が委嘱する。」とあり、46農区で農協の理事の方が農区長に就かれております。

また、年報酬として1万5千円の報酬があります。その職務は第3条にあるとおり、「農区長は、市長の指揮を受け、その農区内の農業協同組合及び農家組合その他農業各種団体との連絡を図り、農林畜産の改良及び農政活動の推進を図る。」とあり、様々な農政活動の要望は農区長を通じて行うこととなっています。水路関係の整備などは農区長を通すこととなります。そして、任期は3年となっており、通常農協の理事の任期も3年となっておりますので、同時期になるかと思えます。富合町のこれまでの状況といたしましては、各地区毎に農協の連絡員の方のお名前が支部長ということであがっていましたが、この方たちが小農区長ということになるかと思えます。

これまで、様々な要望は、各地区の嘱託員さんを通じて行われてきたかと思えますが、嘱託員制度も今年度までとなりますので、今後は、農業のことに関しては、まず各地区の小農区長さんと呼ばれる方たちを通し、そして、富合地域のお二人の農区長を通じて、要望等を行っていただくこととなります。このことについては、来月の嘱託員会議の中でもご説明したいと思っています。

田中 榮信 議長

他に何か質問はありますか。

#### 松永 隆 委員

農区長について、この農区長設置規則に書いてある内容については、理解できます。ただ、嘱託員さんをはじめ地域の方々が、農区長の制度が十分周知されていないのが現状で、地域の混乱や、自治会制度へ移行したときの自治会長さんの負担が増えるだけになるのではないかと懸念しています。

私たちは、当初、農区長は嘱託員制度から自治会制度へ移行するときに、これまでの嘱託員がされていた仕事を、地域に関するものと農業に関するものに分け、地域のことは自治会長が、農業に関係することは農区長が仕事を担うものだと思っていましたので、自治会長への報酬に関しても、自治会制度に移行したら市からの嘱託員報酬がなくなり、地域からの手当てのようなものだけでとなって、金額の面では少なくなります。自治会長の職務から農業に関するものが減るのであれば、地域から支出する自治会長への手当てでも各地区の自治会長には納得していただけるのかなと思っていました。

農区長制度は、合併と同時に発足し、すでに農区長制度は設けてあり、富合地域についても守富、杉合にそれぞれ1名の大農区長がおられますが、現状では、地域の農業に関することの申請や要望も嘱託員がされています。先ほどの説明にあった、地域の小農区長にあたる職に、私の住んでいる地域でも、農業部会の支部長といわれる方がおられますが、農区長制度についてご存知ありませんでした。農区長制度の体系を地域にまで下ろし、小農区長を含めたところで仕事分担をはっきりさせて説明しておかないと、農業に関する申請などを小農区長に届けた場合に、小農区長から「それは、自治会長のところに提出してください。」と言われてしまう可能性がある気がします。報酬が減ったにも関わらず、そのようにして、結局は自治会長のところへ嘱託員の時と同じように仕事に来るのであれば、今後、自治会長の成り手がなくなるのではないかと心配します。

農区長制度の周知については、地域での農区長の役割、自治会長との仕事の違いといったところをきちんと説明して欲しいと思います。

#### 事務局

まちづくり推進課です。農区長制度については、制度は合併と同時に始まった訳ですが、実態は全く動いていない状態で、嘱託員さんが農業関係の業務もこれまでと同じように担当されておりました。本来は、地区内で農業関係を担う小農区長さんがされるところですが、農地水であるとか、共済事業であるとかそういった業務を嘱託員さんもご自身の業務としてされていまして、小農区長さん自身も農業関係のお世話をすべき立場にあるという認識がないのが現状だと思います。

この件に関しましては、自治会業務を担当するまちづくり推進課と、農区長制度を担当する農業振興課と一緒に、来月の嘱託員会議の中で農区長制度を地域の組織にま

で下ろしたものを準備し説明をしたいと思います。

田中 榮信 議長

他に質問はございませんか。

(「ありません」の声)

田中 榮信 議長

では、次回協議会の開催日時について、事務局から説明をお願いします。

事務局

今回は、原則どおり第 2 水曜日に開催したいと考えております。従いまして、5 月 8 日(水)午前 10 時からお願いします。

併せまして、資料の最後に 1 ヶ月間の行事予定表を付けております。

田中 榮信 議長

ただ今、事務局から 5 月 8 日(水)午前 10 時から開催をお願いしたいとの提案がありましたが、皆さんいかがでしょうか。

委員一同

はい。

田中 榮信 議長

それでは、次回協議会は 5 月 8 日(水)と決定し、開会時間は午前 10 時からということにしたいと思います。よろしくお願いします。

他に何かありませんか。

田中 榮信 議長

他にご質問はありませんか。なければ、これで議事を終了したいと思います。

これで本日のすべての議事が終了いたしました。皆様には円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

これをもちまして、「平成 25 年度第 1 回富合町合併特例区協議会定例会」を閉会いたします。



以上のとおり会議の次第を記録し、これを証するため署名する。

平成 25 年 5 月 8 日

署名委員 松 永 隆

署名委員 小 山 一 美

